

成年後見制度利用促進法に基づく取組について

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)

【目 的】 認知症、障害により財産の管理及び日常生活に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用促進施策を総合的かつ計画的に推進すること

⇒成年後見制度利用促進会議(法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣で構成)を設け、成年後見制度利用促進専門家会議(当事者、有識者等で構成)の意見を聴いた上で、成年後見制度利用促進基本計画を定めるなどして推進

成年後見制度利用促進基本計画(H29年度～R3年度) (平成29年3月閣議決定)

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(受任調整等)、④後見人支援等の機能を整備
- 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体等の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関」の整備

3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

基本計画に基づく主な取組

- 各地域において、適切な後見人候補者を家裁に推薦する取組を順次実施
また、平成31年1月、最高裁から各家裁に適切な後見人の選任等に関する基本的考え方(親族等の候補者がいる場合、まず親族を選任する方向で検討することや柔軟に後見人の交代を行うこと)を情報提供
各家裁において、専門職団体との意見交換を実施。一部の家裁で上記基本的考え方に沿った運用を開始
- 最高裁が診断書の書式を改訂し、平成31年4月から運用を開始

- 4つの機能整備や中核機関等の体制整備に関する各種手引きの作成、研修の実施、地域の先進的事例を周知
- 平成30年度から、中核機関の運営費に係る交付税を措置。令和元年度から、中核機関の立ち上げ・先進的取組への予算補助を措置

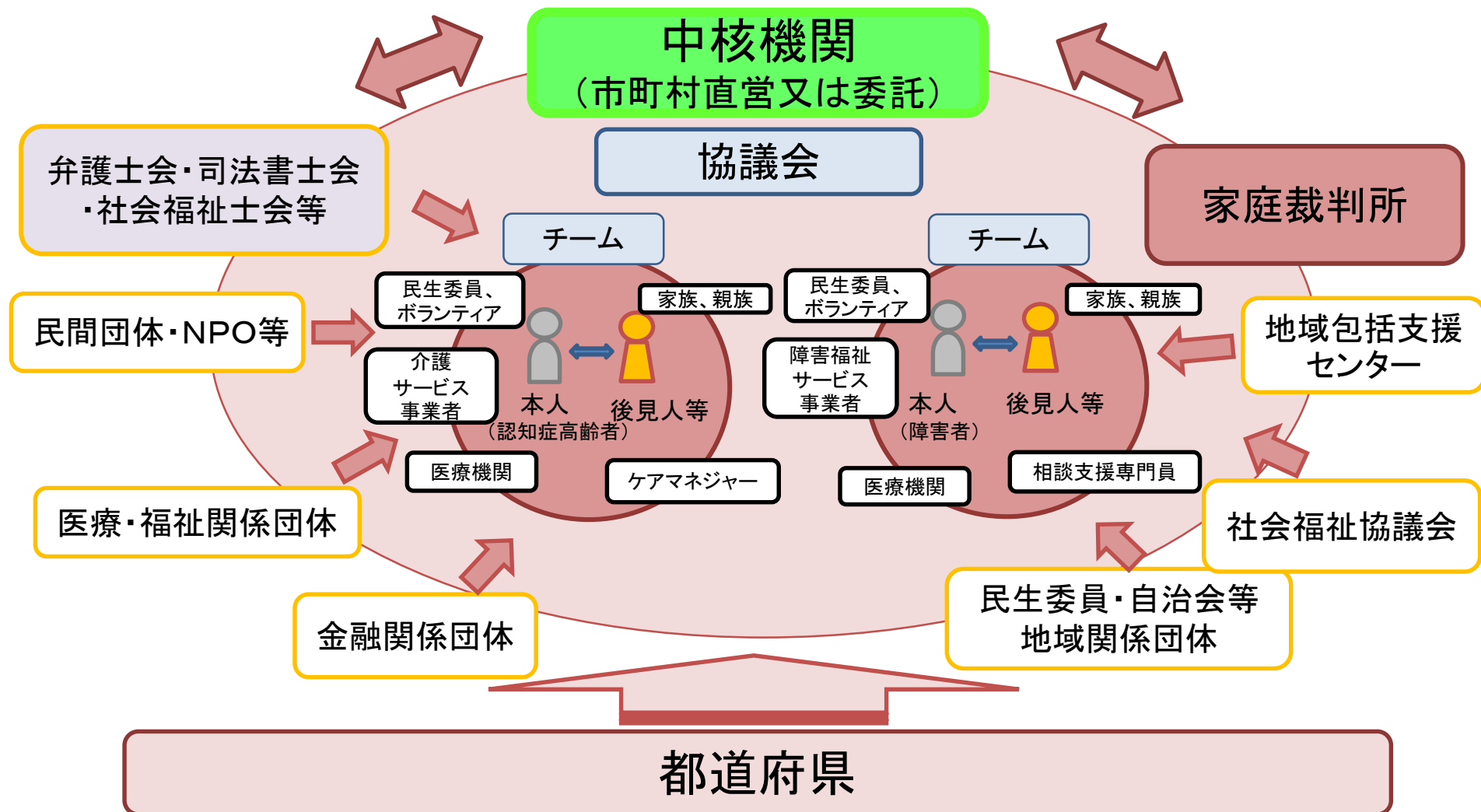
- 平成30年3月、金融関係団体や関係省庁等により、成年後見制度支援預貯金(出金に家裁の許可を必要とする預貯金)の考え方を取りまとめ。金融機関において順次導入

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備に関する取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関等の整備や市町村計画の策定、協議会の設置といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 基本計画の中間検証を行う中間年度(令和元年度)までは、権利擁護支援の必要性や体制整備の重要性等に関する知識や考え方、体制整備のノウハウ等を広く、市町村に浸透させることを進めてきた。
- 令和2年度からは、基本計画の各施策の進捗状況を踏まえて、個別の課題の整理・検討を行った中間検証報告書を受け、市町村が抱える体制整備に関する個別的な課題等への対応にも取り組んでいる。

中間検証までの主な取組（全国に体制整備に関する基本的な考え方等を浸透）

- 自治体・中核機関職員研修(基礎・応用)、都道府県職員研修の実施（令和元年度～）
- 実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度：東京・仙台・兵庫・広島・福岡で開催、令和元年度：東京で開催）
- 「体制整備の手引き」、「実務の手引き」、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」、「市町村計画策定の手引き」の作成（平成29年度～）
- 市町村・都道府県等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～。第29号まで発行）

中間検証以降の主な取組（体制整備の個別的な支援策を追加し、さらなる推進）

- 自治体・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口(K-ねっと)」を全社協に開設（令和2年10月～）
- 全自治体の取組状況調査や、都道府県等へのヒアリング調査を通じた小規模市町村等の課題の把握。
これらの状況を踏まえ、過疎や離島など条件不利市町村の体制整備を推進する事業の新設（令和2年度第三次補正予算）
- 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした「意思決定支援研修」の開始（令和2年12月～）
- 自治体職員が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト」を開設（令和3年2月～）

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる自治体・中核機関職員研修(基礎・応用)、都道府県職員研修を実施。
- 令和2年度には都道府県ヒアリング等で把握した効果的な市町村支援策を研修内容に反映するなど内容を随時充実。
- これまでに、3,222人が研修を受講(基礎研修:1,709人、応用研修:1,328人、都道府県担当者研修:185人が受講)。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン研修に切り替えたため、中山間地や島しょ部等からの参加も含め、受講希望者数が大幅増(受講者の所属市町村数は723市町村、都道府県数は47都道府県)。

体制整備研修の概要

			基礎研修	応用研修	都道府県担当者研修
対象			市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員
日程			毎年度2回～3回(1回当たり2日間)	毎年度3回(1回当たり3日間)	毎年度1回(1回当たり1日)
内容等			○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村申立、意思決定支援、広報、相談等に関する事例を踏まえた演習を実施。 	○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。 任意後見、補助、保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。 	○ 都道府県研修の企画立案・運営に関する手法、最新の施策動向などの理解を目的として実施。 ○ 具体的には、都道府県が果たすべき役割や他の都道府県における効果的な市町村支援策等を紹介。 
受講実績	R1	受講者数	651人	447人	81人
		受講自治体数	364自治体	263自治体	47自治体
	R2	受講者数	1,058人	881人	104人
		受講自治体数	746自治体	453自治体	47自治体
	合計	受講者数	1,709人	1,328人	185人
		受講自治体数	877自治体	552自治体	47自治体

○ 厚生労働省においてはこれまで、以下の4点の手引きや事例集を作成し、自治体における体制整備の支援を行っている。

＜中核機関や地域連携ネットワークの整備に関するもの＞

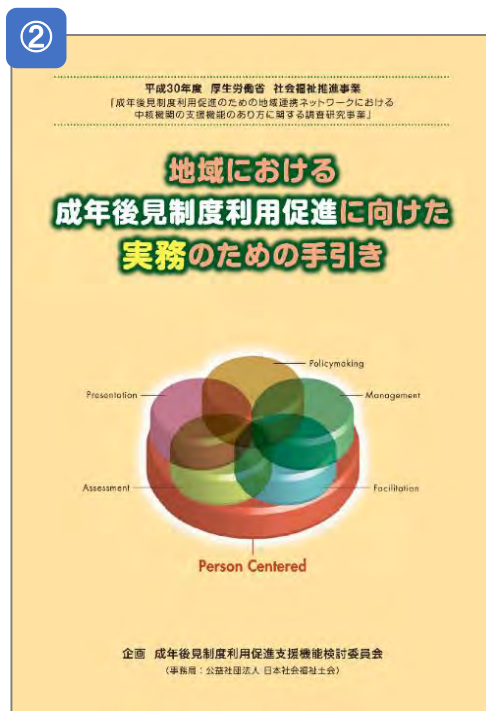
- ① 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（平成30年3月）
- ② 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き（平成31年3月）
- ③ 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集（令和2年3月）

＜市町村計画の策定に関するもの＞

- ④ 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（平成31年3月）



- これから体制整備を進める市町村等の参考となる考え方等を紹介。
- 成年後見制度利用促進の体制整備に関する取組のうち、中核機関の整備を重点的に解説。



- 支援等の段階ごとに、中核機関としての実務の実践例を紹介。
- 支援内容を検討するための、アセスメント項目（情報収集・分析項目）の案を、ワークシート形式で提示。



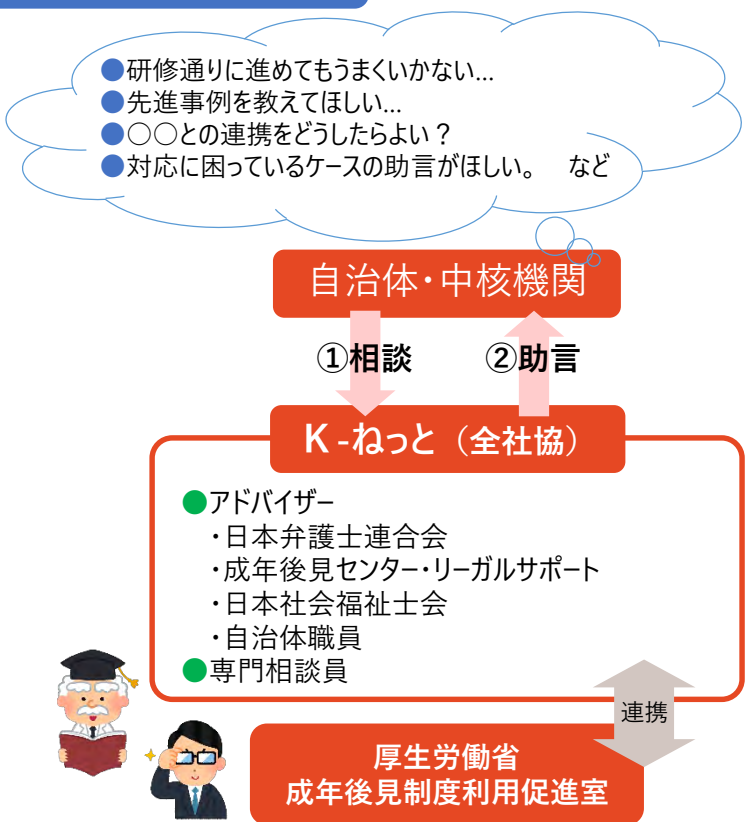
- 51の取組事例の掲載と取組のポイント解説のほか、取り組んだ自治体、中核機関のコメント、連絡先を掲載。
- 人口規模や機能等様々な検索に応えられるよう、きめ細やかな目次設定。



- 4つの市町村計画の例を掲載して、パターンごとにポイントを解説。
- 各機能の評価項目例や、協議会設置要綱等の参考資料も掲載。

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、令和2年10月に相談窓口(愛称:K-ねっと)を全国社会福祉協議会に設置(国の委託事業)。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体(日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会)や自治体職員などのアドバイザーや、有資格者である専門相談員の助言を受けながら、相談に応じている。
- 相談実績(R2.10～R3.2)は、108件となっている。(うち、電話による相談が77%(82件)、メールによる相談が24%(26件)。)
- K-ねっとに寄せられる相談は、市町村職員からのものが多い。また、相談内容は、体制整備についてが42%(45件)と最も多く、以下個別事例の対応についてが19%(21件)、成年後見制度についてが12%(13件)の順になっている。

K-ねっとの実施スキーム



K-ねっとの相談実績等(令和3年2月時点)

